

いきません! 帰ってください!

悪徳商法に泣き寝入りは禁物です!

クーリングオフ制度を利用しましょう。この制度は、物品や契約時の状況により、一定期間内（概ね8日間）であれば契約解除できる制度で、必ず書面（内容証明郵便等）で発信する必要があります。

もっとクーリングオフを知ろう!

※2007年6月号でもクーリングオフの記事を掲載していますのでご覧ください!

1. 商品を受け取ってしまったらあきらめない!

商品を受け取ったり、開封してしまったりした場合、あるいはお金を既に支払ってしまっている場合であっても、業者に対して商品の返品や返金を命じることができます。

- 既に支払った金額があるときは、契約解除を通知する際にそのことを書き足し、返還請求の文章をつけ加えましょう。
- 商品を受領してしまった場合は、業者にすぐに引き取りに来よう要請する文章か、着払いで商品を送り返す旨の内容の文章を付け加えましょう。
- 開封済み、使用済みの商品であっても、業者が商品を開封していたり、無理に業者が商品を使用させたりした場合にはクーリングオフができます。
- 既に消耗してしまった商品をクーリングオフすることはできません。
しかし…こんな場合もあります。

100個のうち、5個だけ使ってしまった場合などは、残る95個分のクーリングオフは可能です。



2. クーリングオフ期間が過ぎていてもあきらめない!

クーリングオフ期間が過ぎていても、次に該当する場合には消費者契約法に基づいて、契約行為などの取り消しができます。

- 「不適切な勧誘」で、誤って認識し困惑して契約してしまったとき。
取り消しができるのは、誤認に気付いたとき、または迷惑行為から6か月、契約の時から5年以内です。
- 「不適切な勧誘」とは?
 - ・不実告知…重要な項目について、事実と違うこと（嘘）を言うこと
 - ・断定的判断…将来の変動が不確実なことを断定的に言うこと
 - ・不利益事実の不告知…利益になることだけを言って、不利益になることを故意に言わないこと（必ず儲かります…など）
 - ・不退去…帰ってほしいと言ったのに、帰ってくれなかったとき
 - ・監禁…帰してほしいと言ったのに、帰してくれなかったとき

参加者募集 「地区別介護者のつどい」開催

在宅で家族を介護している介護者や介護経験者を対象に、仲間づくりや情報交換、心身のリフレッシュを図って在宅介護を継続できるよう支援するために、「地区別介護者のつどい」を開催します。

地区以外にお住まいの方でも参加していただけますので、ぜひご参加ください。

- 事業内容：介護者の健康について学習した後、交歓会を実施します。動きやすい服装でご参加ください。

大安地区会場

日時：1月25日（金）
10:00～11:30（9:30受付）
場所：中央公民館 2階 和室

員弁地区会場

日時：2月22日（金）
10:00～11:30（9:30受付）
場所：員弁老人福祉センター
2階 集会・教養娯楽室

藤原地区会場

日時：3月7日（金）
10:00～11:30（9:30受付）
場所：高齢者生活支援センター
いこい 大広間

- 参加費：無料
- 募集期間：各開催日の3日前まで
- 申込先：下記の各地域包括支援センターまで

☎藤原庁舎 農林商工課（悪徳商法） T 46-6309 F 46-6319

☎南地域包括支援センター T 78-3520 F 78-1114 / ☎北地域包括支援センター T 82-1616 F 72-3147